

## 信玄公生誕500年常設展示企画・設置等業務優先交渉権者の選考方法

### 1 優先交渉権者の選考方法及び得点配分について

#### (1) 優先交渉権者の選考方法

##### ア 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考については、以下の2つの評価分類を指標とする。

技術点：「提案書記載項目等一覧（別紙2）」に基づく提案内容から評価

価格点：「提案価格書（第6号様式）」に記載された提案価格から評価

後述の前提条件を満たし、「2. 技術点、価格点の採点方法について」に定める採点方法により算出した、各選考審査委員の技術点・価格点を合計した総合得点で最も高い者（ただし、技術点の合計平均点が84点以上であること）を、優先交渉権者として決定する。

##### 【前提条件】

- ① 提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
- ② 履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。

##### イ 最高得点者が2者以上あった場合の優先交渉権者の決定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。

それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

#### (2) 評価分類の配点（技術点、価格点の配分）

評価の点数については、合計150点満点とし、得点配分については【表1 評価分類の配点】の通りとする。

【表1 評価分類の配点】

合 計 点 150点	技術点	140点
	価格点	10点

### 2 技術点、価格点の採点方法について

#### (1) 技術点の採点方法

「提案書記載項目等一覧」（別紙2）に記載した提案書記載項目（及び提案を求める内容）、配点により、提案内容の評価を行う。

なお、各項目の採点にあたっては、【表2 企画提案書評価の判断基準】に基づき、0点から5点の6段階による評価を行い、【算出方法1 技術点】の計算式により技術点を算出する。

【表2 企画提案書評価の判断基準】

評価点	判断基準
0点	指定した記述項目が網羅されていない、又は網羅されていても不適切な記述内容である。
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。
2点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
3点	平均的な内容である。
4点	創意・工夫がある。
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。

【算出方法1 技術点】

$$\text{「技術点」} = (\text{評価点} / 5\text{点}) \times \text{各評価項目の配点}$$

⇒ 上記計算を各項目でそれぞれ算出し、その総和を技術点とする。

(2) 価格点の採点方法

「公募型プロポーザル実施要領」の「2(7) 提案価格上限額」に記載した上限額を基に、「提案価格書(第6号様式)」に記載された提案価格の評価を行う。

なお、価格点の採点にあたっては、【算出方法2 価格点】の計算式により算出する。

【算出方法2 価格点】

企画提案額が提案上限額の90%以下の場合は10点、提案上限額と同額の場合は0点を付与する。価格点の採点については、次の計算により算出する。

$$\text{「価格点」} = \left[ \frac{750\text{万円} - \text{提案価格}}{750\text{万円} - 675\text{万円}} \right] \times 10\text{点}$$

[小数点以下第2位を四捨五入]

※ 提案価格については、必要に応じて、価格調査を行う。